

セクシュアルハラスメントの防止に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、日本国憲法が規定する両性の本質的平等を基本的理念として、本会の会員（弁護士法人会員及び外国特別会員を含む。以下同じ。）がセクシュアルハラスメントを行うことを防止し、もって良好な業務及び職場の環境並びに本会及び本会の会員の品位及び信用を維持確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「セクシュアルハラスメント」とは、他人に不快感を感じさせる性的な言動をいう。

(セクシュアルハラスメントの禁止)

第三条 会員は、セクシュアルハラスメントをしてはならない。

(相談員)

第四条 会長は、常議員会の議を経て、会員の中から八名以上のセクシュアルハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を選任する。

2 会長は、相談員の名簿（以下「相談員名簿」という。）を作成し、これを第六条の規定により相談を申し込むことができる者その他の関係者に周知させるものとする。

3 相談員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長は、相談員の職務の執行が不適切であると認めるときは、常議員会の議を経て、当該相談員を解任し、相談員名簿から削除することができる。

（相談員の職務）

第五条 相談員は、次に掲げる職務を行う。相談員は、これらの職務を行う際には、第九条第三項に定める指針に留意しなければならない。

一 セクシユアルハラスメントに関する相談を受け、必要に応じて助言等を行うこと。

二 相談者の希望に配慮しつつ、関係者に対する事情聴取等の方法による事実確認その他の調査を行い、必要に応じて、関係者に対し指導、助言その他の措置を行うこと。

（相談の申込み）

第六条 司法修習生、法科大学院のカリキュラムに基づき会員の事務所で開催を行う法科大学院生、会員の事務所に勤務する事務職員、本会に勤務する職員及び会員は、会員からセクシユアルハラスメントを受けたときは、相談員に対し、相談を申し込むことができる。

2 会員は、会員の事務所に勤務する事務職員又は会員が、セクシュアルハラスメントを拒絶し、又はこれに対して抗議をしたこと、第一項に規定する相談の申込みをしたこと、第五条第二号の調査に協力したことその他セクシュアルハラスメントに対する正当な対応をしたことを理由として、給与、任用その他の取扱いに関していかなる不利益も与えてはならない。

（外部委員）

第七条 会長は、必要に応じ、個別の事案ごとに、第五条第二号の調査を相談員とともに行う会員でない者（以下「外部委員」という。）を、一名以上委嘱することができる。

2 前項に規定する委嘱を行う場合には、相談者の意向に反してはならない。

3 第一項に規定する委嘱が行われた場合には、当該事案を担当する相談員と外部委員とで調査委員会を構成する。

（プライバシー等の配慮）

第八条 相談員及び外部委員は、相談及び調査を行う際には、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、迅速かつ適正に対応しなければならない。

（セクシュアルハラスメントの禁止に関する指針等）

第九条 会長は、会員によるセクシュアルハラスメントを未然に防止するため、会員が認識すべき事項に

関する指針を作成し、これを会員に周知させるように努めなければならない。

2 会長は、会員に対し、会員によるセクシユアルハラスメントを未然に防止するため、個別の事務所ごとに、会員が認識すべき事項に関する指針を作成すること及び事務所内での当該指針の周知徹底を奨励する。

3 会長は、この規則に定めるセクシユアルハラスメントに関する相談の処理にあたる相談員による相談及び調査に際して留意すべき事項に関する指針を作成しなければならない。

（相談に対する措置）

第十条 相談員又は調査委員会は、調査案件について、セクシユアルハラスメントがあると認めるときは、これに起因する問題の解決のための指導、助言その他の措置を行う。

2 相談員又は調査委員会は、調査案件について、セクシユアルハラスメントがないと認めるとき又は措置をとることが相当でないと認めるときは、不措置の決定をする。

3 相談員又は調査委員会は、第一項の措置をしたとき又は前項の不措置の決定をしたときは、速やかに、相談者に対し、その措置の内容又は不措置の決定をしたことを通知するものとする。ただし、通知が困難な事情があるときは、この限りでない。

（相談員研修）

第十一条 本会は、本会におけるセクシユアルハラスメントの防止について責任ある立場の者に第九条各項に規定する指針を周知させるため、セクシユアルハラスメント相談員研修（以下「相談員研修」という。）を実施するものとする。

2 会長、副会長及び相談員並びにこれらに就任する予定の者は、前項の研修を受けなければならない。ただし、就任する日前一年以内に相談員研修を受けた者は、この限りでない。

3 会長は、前項の規定により相談員研修を受けなければならない者からの個別の申出により、本会、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会その他の弁護士の団体、行政機関等が実施する研修を、相談員研修の全部又は一部に相当する研修として認めることができる。

（会員の研修）

第十二条 会長は、会員に対し、この規則の趣旨を周知させるため、適切な研修を行うものとする。

（記録及びその保管）

第十三条 相談員は、相談を受けたときは、相談及び助言の内容を書面に記録し、これを会長に報告する。

2 相談員又は調査委員会は、調査又は関係者に対する指導、助言その他の措置を行った場合は、その内容を書面に記録し、これを会長に報告する。

3 前二項の書面は、会長がこれを保管し、正当な理由がある場合のほか、何人も閲覧できないものとする。

る。

(秘密の保持)

第十四条 相談員及び外部委員並びに本会の役員及び職員は、これらの者の相互間の対応協議その他正当な理由がある場合のほか、相談員又は調査委員会による相談、調査、審理及び議決に関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(副会長の代行)

第十五条 会長が当事者又は関係者である事案については、この規則に定める会長の権限は、あらかじめ定めた順序により、副会長がこれを代行する。

(細則の制定)

第十六条 会長は、この規則を実施するために必要な細則を定めることができる。

附 則

この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成二十三年七月一日から施行する。